

結婚・出産・子育て環境の充実

1 母子保健事業の充実（妊娠・出産・子育てへの支援）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

妊娠、出産の希望に寄り添い、安心して生み育てられる環境を充実させることにより、少子化に歯止めをかけ、子育て世代に選ばれるまちを目指します。

(2) 令和3年度の実績と成果

ア 子育てを包括的に支援するため、子ども子育て安心ルームの設置、母子保健コーディネーターを配置し、子育てコンシェルジュ、保育コンシェルジュ及び庁内外関係機関と連携することにより、妊娠期から子育て期までにわたる、多用化する子育て家庭の様々なニーズに応える取組みを実施しました。

イ 産後安心して子育てできるよう、産後ケア事業、母乳育児相談、育児ママヘルプサービス、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業との連携を実施し、子育てしやすい環境づくりに努めました。

ウ 乳幼児健診、発達や心理等の二次健診・相談、育児支援教室等、育児に関する各種事業を継続実施するとともに、外出が困難な保護者への負担感を軽減し、オンラインでの育児学級・相談を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 妊娠を希望する夫婦に不妊・不育症治療の費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。

イ 保健センターにおける相談業務の見直し、またこどもプラザと保健センターにおける相談について、共同して取り組む体制を検討し、こども部と連携した子育て支援体制を強化するとともに、松本版ネウボラの拠点の明確化を図ります。

ウ 地区担当保健師は、妊娠期からの切れ目のない身近な支援者として、地域で安心して出産・子育てできるよう支援します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和 33 年度	乳幼児健診開始
63 年度	離乳食教室、1 歳児教室開始
平成 9 年度	新生児訪問・妊産婦訪問開始（県から権限移譲）
13 年度	育児ママヘルプサービス、不妊治療費助成事業開始
24 年度	妊婦歯科検診開始
26 年度	不育症治療費助成事業開始
27 年度	産後ケア事業開始
28 年度	子ども子育て安心ルーム設置、母子保健コーディネーター配置
30 年度	母乳・育児相談事業開始
令和 元 年度	産婦健診事業開始
2 年度	オンライン離乳食教室・1 歳児教室、オンライン子育て相談開始

イ 統計資料

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
不妊治療助成事業	243	264	224
産後ケア事業	53	81	63
母乳・育児相談事業	501	447	450
産婦健診事業	2,707	2,792	2,970
オンライン離乳食教室（初期）	－	年5回 延38人	年18回 延110人
オンライン離乳食教室（中期）	－	年4回 延15人	年18回 延44人
オンライン1歳児教室	－	年3回 延22人	年18回 延52人

結婚・出産・子育て支援の充実

2 子育て支援事業の充実

こども部 こども育成課

(1) 目標

安心して子育てができ、多様化する子育て家庭の様々なニーズに応えられるよう、心にゆとりを持って子育てが出来る環境づくりをめざします。

(2) 令和3年度の実績と成果

- ア 令和3年4月から、0歳から3歳のお子さんのいる世帯へファミリーサポートセンターの利用無料券を配付しました。(お子さん一人当たり年間20時間分)
- イ こどもプラザ(4カ所)及び健康づくり課、保育課に「子ども子育て安心ルーム」を設置し、妊娠から子育て期の相談支援を継続して実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 「子ども子育て安心ルーム」での相談件数は年々増加しており、相談内容も深刻な事例もあることから、母子保健コーディネーター、保育コンシェルジュとの協力体制や、庁内外の関係機関との連携をさらに強化していく必要があります。
- イ 子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」は、利用者の増加による支援員の増員の必要性や施設の狭あい化が課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 8年度 ファミリー・サポート・センター事業開始
- 12年度 筑摩にこどもプラザ開館。館内で休日保育・病後児保育を開始
- 17年度 小宮こどもプラザ開館。児童センター等でつどいの広場事業を開始
- 20年度 相澤病院内で病児保育開始(以降、23年度に梓川診療所(4月)、30年度に丸の内病院(4月)、まつもと医療センター(7月)、4カ所で病児保育を実施。)
- 25年度 引きこもりがちな子どもの居場所として、子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」を開設
- 28年度 こどもプラザに「子ども子育て安心ルーム」を開設、子育てコンシェルジュ1名を配置(以降、29年度小宮こどもプラザ、30年度南郷こどもプラザ、令和元年度波田こどもプラザ、計4カ所子ども子育て安心ルームを開設。)

イ 統計資料

区 分	元年度	2年度	3年度
こどもプラザ利用者数(4館)	58,143	42,581	44,406
つどいの広場利用者数	86,704(21カ所)	66,111(21カ所)	67,225(21カ所)
子ども子育て安心ルーム相談件数(4館)	3,949	3,411	4,300
病児保育利用者数/病後児保育利用者数	2,321/219	773/96	1,603/404
ファミリー・サポート・センター活動回数	3,662	2,269	2,995
子育てサポーター訪問事業利用者数	2,328	1,361	2,341
はぐルッポ利用者数	1,931	1,596	2,113

3 放課後等の居場所対策

こども部 こども育成課

(1) 目標

子ども達が安心・安全に過ごすことができる環境づくりをめざします。

(2) 令和3年度 of 取組みと成果

- ア 地域の児童の遊びの拠点として、児童館・児童センター（27館）を整備、運営しています。
- イ 放課後留守家庭となる児童を対象に、放課後及び休校日等に適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童健全育成事業を児童館・児童センター等（29カ所）で継続して実施するとともに、民営の児童育成クラブ（12カ所）へ運営補助しました。（令和3年4月に信州大学附属松本小学校内に附属放課後児童クラブを開設）。
- ウ 小学生等の放課後の安全・安心な居場所として、小学校の空き教室等を利用し、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う「放課後子ども教室」を市内4カ所で実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 共働き世帯の増加や核家族化の進展に伴う放課後留守家庭の増加や、少子化による小学生人口の今後の推移を踏まえ、放課後児童健全育成事業の質的・量的な充実を図ることが必要です。
- イ 老朽化した木造児童館の改築や利用児童の増加により狭隘化した施設の増改築の検討が必要です。
- ウ 新・松本市放課後子ども総合プランに基づき、「放課後子ども教室」の実施場所の拡大及び、放課後児童クラブと一体的なまたは、連携による事業実施が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和41年度	あがた児童館開館（平成14年度までに25館の児童館・センターを整備）
63年度	並柳児童センターで留守家庭児童対策事業を開始
平成20年度	放課後児童健全育成事業の対象を試行的に6年生まで拡大（27年度までに28カ所に拡大）
22年度	山辺小学校の余裕教室を利用して、山辺放課後児童クラブを設置
23年度	旭町小学校の余裕教室を利用して、旭町放課後児童クラブを設置
24年度	高宮児童館を児童センターとして改築
24年度	島内児童館を児童センターとして改築
26年度	あがた児童館を中高生の居場所機能を付加した児童センターとして改築
28年度	松本市放課後子ども総合プラン施行
29年度	子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを実施
30年度	蟻ヶ崎児童館を沢村児童センターとして移転改築
令和2年度	波田中央保育園の改築に伴い、波田児童センター放課後児童クラブ室を設置 信州大学附属松本小学校内に附属放課後児童クラブを設置

イ 統計資料

区 分	元年度	2年度	3年度
児童館・児童センター他利用者数（32館）	639,210	529,626	527,581
放課後子ども教室利用者数（4カ所）	5,476	4,731	4,899

質の高い保育・幼児教育の実現

1 保育士確保事業

こども部 保育課

(1) 目標

保育サービスと環境整備の充実を図り、子どもの自己の力を高める質の高い保育・幼児教育の実現を目指しています。喫緊の課題として、3歳未満児の保育需要の高まりから、保育士が不足しているため、保育園・幼稚園に勤務する保育士・幼稚園教諭を対象とした処遇改善などを行い、保育士不足の解消を目指します。

(2) 令和3年度の取組みと成果

次のとおり、処遇改善や保育士の確保に取り組みました。

ア 正規保育士の職員定数増（令和元年度から3か年で27人増員）を行いました。

イ 潜在保育士の掘起し（相談会など）を行いました。

ウ 土曜保育の統合拠点化を行いました。

エ 令和4年2月から、常勤的に勤務する会計年度任用保育士の報酬を、一律9,000円（改善率4～6%）改善しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 全国的に保育士が不足するなか、本市においても、平成26年度以降、常勤的に勤務する会計年度任用保育士（令和元年度まで嘱託職員）の不足は懸案事項となっています。

イ 保育の質及び量を確保するとともに、保育士がやりがいを持って仕事を続けられるよう、報酬面をはじめとする処遇改善や業務負担の軽減などが喫緊の課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成16年度 保育園管理運営検討会の設置

平成29年度 嘱託保育士の報酬面での処遇改善等を実施

平成30年度 保育業務補助者の配置、保育園業務ICT化モデル試行、市人材バンク化を実施

令和元年度 正規保育士の定数増、保育園業務ICT化（2か年計画）、地域型保育事業の実施

令和2年度 正規保育士の定数増、地域型保育事業の実施、認可外保育施設の認定こども園化

イ 統計資料

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
正規保育士配置数 A	242	248	253	261	271	279
正規休暇者数 B	37	37	33	33	32	38
正規勤務数 C = A-B	205	211	220	228	239	241
会計年度任用保育士数 D	294	284	250	241	205	214
会計年度任用保育士休暇者数 E	-	0	6	7	8	3
会計年度任用保育士勤務数 F	265	241	213	205	177	187
会計年度任用保育士欠員数 G = D-E-F	29	43	31	29	20	24

個性と多様性を尊重する学校教育

教育部 教育政策課
(教育委員会 教育政策課)

1 学都松本の推進

(1) 目標

令和3年度、新たな松本市教育大綱を策定しました。これにより、「学都松本」として、すべての子どもにやさしいまちを目指します。更に、子どもを主人公とし、子どもの学びをその周りの地域社会全体で支えることを学都松本の根本に据え、先人達が築き上げてきた礎のもと、「学都松本のシンカ」に挑みます。

(2) 令和3年度 of 取組みと成果

- ア 本来の通学区域に関わらず、市内のどこからでも就学することができる「小規模特認校制」を安曇小中学校に導入し、子どもたちの学校選択の幅を広げる取組みを始め、新たに7名の児童生徒が転入学手続きを行いました。
- イ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、従来の学都松本フォーラムの開催方法を見直し、子どもが楽しめるオンライン型の体験講座及び大人も子どもも参加可能なミニ講演会による「学都松本フォーラム2022」を、令和4年2月に4日間に分散して開催し、延べ100名超が参加しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 小規模特認校制の導入により、通学区域外から一定数の児童生徒の受入れにつながりました。今後は、中山間地存立校のみならず他の学校でも導入が可能か、ニーズの把握等に努め、さらに検討を進めます。
- イ 「学都松本フォーラム2022」では、ミニ講演会のハイブリッド方式に加え、体験型講座をオンラインで開催することができ、参加者からは満足の声寄せられ、コロナ禍における新たな形のイベント開催につながりました。公民館をはじめ、教育委員会全体として課題等を共有し、今後の市民の多様な学びの機会に生かします。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成19年度	市政施行100周年を機に、新たな世紀の目標として「学都松本」の実現を掲げる「学都」にふさわしい松本を目指して市民から意見を募集、庁内ワーキンググループ会議を設け、市民意見等の集約、検討
22年度	「学都松本」の推進方針「めざすまちの姿」を決定
23年度	松本市教育振興基本計画「学都松本をめざして」策定
24年度	第1回学都松本フォーラムの開催
25年度	学都松本推進協議会、学都松本推進協議会事務局会議の設置 第2回学都松本フォーラムの開催 学都事業推進強化月間「学びの9月」の設定（看板、バナー掲出実施）
29年度	第2次松本市教育振興基本計画策定、松本市教育大綱として位置付け
令和2年度	第9回学都松本フォーラム中止 第13回～15回学都松本・教育100年を語る会開催
令和3年度	安曇小中学校に小規模特認校制を導入 学都松本フォーラム2022を開催 松本市教育大綱を新たに策定

個性と多様性を尊重する学校教育

教育部 学校教育課
(教育委員会 学校教育課)

2 学校教育情報化推進事業

(1) 目標

理解度・発達等に応じた教育、思考力・判断力・想像力を養う教育、恵まれた文化・自然を大切にする教育を進める、また児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現するためのICTによる学習環境を整備するほか、校務の情報化等、学校における情報化の推進を図るものです。

(2) 令和3年度の取組みと成果

- ア 小中学校の校務用及び学習用パソコンについて、長期リース契約に基づき継続配備しています。
- イ 国の「GIGAスクール構想」に基づき、令和2年度に新たに整備した学習用児童生徒1人1台端末等の貸与及びインターネットサービスによる学習環境の運用を開始しました。
- 授業や個人学習等の様々な場面でICTを活用し、児童生徒が主体的に、また個々の能力に応じた活用を行うとともに、あわせてICT支援員の拡充配備(1名→12名)による支援も開始しました。
- ウ コロナ禍における「学びの継続」の早期実現に向け、休業時のオンライン授業実施、また人的支援を実施しました。
- エ 令和2年度の試験運用を踏まえ、統合型校務支援システムの全校での本運用を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 大型掲示装置(電子黒板等)未配備校があるなどのICT環境の違いについて、早期解消、整備を進める必要があります。
- イ 授業のICT活用に関して子どもたちの理解や適用度を踏まえながら、学年に適した児童生徒の情報活用を進め、引き続き主体的・対話的で深い学びを実現するための活用の取組みが必要です。
- ウ 引き続き休業時や不登校児童生徒対応も含め、オンライン授業の定着、活用の取組みが必要です。
- エ 様々なICT活用法をICT支援員のサポートのもと各校で様々な試行や実践を行っていますが、実践事例の蓄積及び共有、各校での活用力向上を図る必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和元年度 松本市学校教育情報化推進計画の策定
- 2年度 国補助金を活用した児童生徒1人1台端末及び周辺機器類(Webカメラやマイク等)、校内通信環境(無線LAN)やモバイルWi-Fiルーター(通信環境のない家庭向け)等の整備のほか、インターネットサービスを用いた学習環境を構築
- 3年度 令和2年度の整備環境を活用した学習を開始、ICT支援員の拡充配備
全校で統合型校務支援システムの運用を開始

イ 統計資料

小中学校パソコン配備台数(令和4年3月31日現在)

	教育用 (パソコン教室)	タブレット端末		校務用 (教職員用)	図書館、 専科	備 考
		総数	(うちGIGAスクール)			
小学校	0台	12,862台	(12,661台)	971台	56台	
中学校	260台	6,303台	(6,129台)	507台	32台	
計	260台	19,165台	(18,790台)	1,478台	88台	

個性と多様性を尊重する学校教育

教育部 学校教育課
(教育委員会 学校教育課)

3 インクルーシブ教育の推進

(1) 目標

一人ひとりの児童に最善の教育環境を整えることを目指して、こども部等が把握した就学前児童の情報を、小学校へ提供し、適切な対応を支援します。また、小学校と中学校の連携強化により、教育課題や地域課題の共有と、解決に向けた協力体制の確立を推進します。

(2) 令和3年度の取組みと成果

- ア 小中学校が積極的に幼稚園・保育園を訪問し、情報交換の機会を持つよう校長会・教頭会で働きかけました。
- イ 特別な支援を必要とする児童生徒に適切な支援がされるよう、こども部等と連携し、定期的に情報共有を図りました。
- ウ 松本市特別支援教育推進協議会から提言書「地域の実情をふまえた松本らしいインクルーシブ教育のあり方」が提出されました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 特別な支援を必要とする児童の情報を、こども部と連携して、早期に各小学校に提供したことにより、来入児の受入れに向けた園訪問がスムーズに実施されました。今後も、教育相談の一層の充実を目指して、こども部と調整を図ります。
- イ 特に配慮を要する児童については、早期から支援会議を開催することにより、より適切な支援体制を整えることができるようになりました。あるぷキッズ支援室教育相談員との連携により、全校の特別支援学級を参観し、児童生徒への支援状況の把握と適切な指導を行いました。
- ウ 松本市特別支援教育推進協議会からの提言を受け、教育、福祉、医療等の各機関が連携し、子どもや保護者を支える「あるぷキッズ支援室の機能を拡充したセンター」設置に向けて、準備委員会を設置し、提言の具体化を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

発達障がいなど配慮を要する児童の増加に伴い、早期からの切れ目のない支援のため、こども部と教育部の連携の必要性が増してきました。令和3年度は、あるぷキッズ支援室、学校教育課、保育課、松本圏域障害者総合相談支援センター Wish、市内特別支援学校の教育相談関係者が参加し、合計18回の連携会議を開催しました。

イ 統計資料

発達障がいの診断を受けている児童・生徒数の推移（松本市の小中合計 令和3年度まで）

年度	診断数	1校当平均	
H 29	912	19.4	↓ 1.6倍
H 30	1,043	22.1	
R 元	1,153	22.5	
R 2	1,279	27.2	
R 3	1,415	30.1	

個性と多様性を尊重する学校教育

教育部 学校教育課
(教育委員会 学校教育課)

4 絆アップ事業の推進

(1) 目標

「松本市子どもの権利に関する条例」及び「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」をもとに、教職員及び児童生徒の人権感覚の醸成、いじめのない学校づくり、不登校の予防・減少策に取り組みます。

(2) 令和3年度 of 取組みと成果

- ア 8月と1月に「松本市いじめ問題対策調査委員会」を開催し（1月は書面開催）、令和3年度の市内におけるいじめの状況を報告し、協議しました。また、学校への定期的ないじめ実態調査により一人ひとりの子どもに寄り添った実態把握に努め、いじめ未然防止の取組みを協議しました。
- イ 不登校支援アドバイザーと指導主事が学校訪問をし、不登校児童生徒の個別の状況に応じた対応策を学校教職員とともに検討してきました。
- ウ 不登校支援として、校内中間教室と家庭をICTで結ぶ取組みや、距離的理由で既存の中間教室に通えない不登校児童生徒のために南部に「ほっとスペース松原」を臨時開設するなど、柔軟に対応しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和3年度の実態をもとに丁寧に学校訪問することにより個々の子どもや家庭、そして教職員を支援することを通して、いじめの防止や不登校などへの初期対応を迅速化していきます。
- イ 「松本市いじめ問題対策調査委員会」や「松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」で、広く関係機関との連携を進めます。
- ウ 市内3カ所の中間教室に通えない児童生徒もいるため、南部方面への設置について検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成25年度 指導・支援の中心的内容が小中学校では異なることから「小学校適応指導・学習指導改善配置事業」及び「中学校適応指導・学力向上推進教員配置事業」としました。
- 26年度 山間小規模校にも学力向上推進教員を配置し非免許指導教科の解消を図りました。
- 27年度 小学校は、小学校適応指導・学習指導改善教員として、30校のうち15校を本務校に、15人の非常勤嘱託職員を配置しました。中学校は、適応指導教員として10校に10人の非常勤嘱託職員を配置しました。
- 28年度 小学校は、小学校適応指導・学習指導改善教員として、30校のうち13校を本務校に、13人の非常勤嘱託職員を配置しました。中学校は、適応指導教員として11校に11人の非常勤嘱託職員を配置しました。
- 29年度～ 不登校支援及び未然予防のため「小学校適応指導・学習指導改善教員」「中学校適応指導教員」に代え「自立支援教員」を小学校13校13名/中学校16校17名配置を始め、令和3年度は、小学校23校22名（うち2校兼務2名、小中兼務1名）/中学校16校17名（小中兼務1名）配置しました。

イ 統計資料

統計資料 不登校児童生徒の推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	不登校児童数	87	121	160	189	193
	前年度増減	▲1	34	39	29	4
	在籍率(%)	0.68	0.96	1.27	1.53	1.59
中学校	不登校生徒数	242	258	280	255	227
	前年度増減	7	16	22	▲25	▲28
	在籍率(%)	3.94	4.34	4.76	4.37	3.85

個性と多様性を尊重する学校教育

教育部 学校教育課
(教育委員会 学校教育課)

5 学力アップ事業の推進

(1) 目標

松本市教育委員会独自の教職員研修の充実を図ります。また、指導主事による学校訪問を通じて、教職員の課題への助言及び情報提供、相談を行います。

(2) 令和3年度の実績と成果

- ア 埼玉大学教授の岩川直樹先生による Web 会議システムでの学校訪問指導を3回（鎌田小・並柳小・筑摩野中）、学校に招いての学校訪問指導を2回（山辺小・女鳥羽中）行いました。岩川先生から、教師と子どもの「ふれあい分かち合う教育」について、多くの示唆を得ることができました。
- イ 指導主事による学校訪問指導では、授業で見られた子どもや先生のよさを具体的に示したり、先生方の願いや困り感に答えたりしながら、資質能力を育む子ども主体の授業について意見交換しました。
- ウ 「一人一台端末授業活用検討委員会」で学習用パソコンを活用した授業づくりの支援を行い、令和4年度の「授業でより効果的に活用する」段階へと転換するための土台を作ることができました。

(3) 現状の分析と今後の課題

埼玉大学教授の岩川直樹先生による Web 会議システムや学校に招いての懇談・講演、指導主事の学校訪問を通して、授業づくりで大切にしたいことを共有することができました。令和4年度は、一人一人に配布された学習用パソコンを活用しながら資質能力を育む、子ども主体の授業を意識した授業づくりについて、学習支援の在り方等の情報提供、相談を行い、児童生徒の学力向上につながるよう支援していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成25年度 指導・支援の中心的内容が小中学校では異なることから「小学校適応指導・学習指導改善配置事業」及び「中学校適応指導・学力向上推進教員配置事業」としました。
- 26年度 山間小規模校にも学力向上推進教員を配置し非免許指導教科の解消を図りました。
- 27年度 中学校に、学力向上推進教員を16校に16人配置しました。松本市立学校職員研修事業を立ち上げました。
- 28年度 中学校に、学力向上推進教員を17校に17人配置しました。
- 29年度 中学校に、学力向上推進教員を18校に18人配置しました。
- 30年度～ 中学校に、学力向上推進教員を19校に19人配置しました。

イ 統計資料

埼玉大学教授の岩川直樹先生による講演会及び学校訪問の参加人数

	令和2年度	令和3年度
全参加人数	168名	216名
講演会	第3回学力調査検討委員会54名 ※講演会の資料とWeb会議を録画した動画を視聴するためのURLを、管内全小中学校に周知	第2回学力調査検討委員会58名 ※講演会の資料とWeb会議を録画した動画を視聴するためのURLを、管内全小中学校に周知
学校訪問指導	松本市立筑摩小学校 22名 松本市立中山小学校 13名 松本市立田川小学校 22名 松本市立開成中学校 32名 松本市立高綱中学校 25名	松本市立鎌田小学校 42名 松本市立並柳小学校 20名 松本市立山辺小学校 27名 松本市立筑摩野中学校 44名 松本市立女鳥羽中学校 25名

個性と多様性を尊重する学校教育

教育部 学校教育課
(教育委員会 学校教育課)

6 長寿命化改良事業

(1) 目標

長寿命化改良事業は、国の「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、学校施設の構造体の耐久化とインフラ設備の更新をすることにより、施設の長寿命化を図りながら、ライフサイクルコストの削減、財政負担の平準化を併せて実施することを目的としています。

(2) 令和3年度の実施と成果

- ア 菅野小、梓川小の長寿命化改良事業基本設計及び第1期実施設計の完了
- イ 高綱中の劣化度調査の実施
- ウ 丸ノ内中、開成中の耐力度調査の実施

(3) 現状の分析と今後の課題

現在の校舎は、昭和40年代後半から50年代にかけて整備されたものが多く、子どもの人権、多様性、バリアフリーといった意識は、少なかつたと思われます。

今後の長寿命化改良事業では、個性と多様性を尊重する学校施設となるよう、子どもの視点や教職員の働き方改革につながるようハード面の改修を進める必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年11月	国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定
28年6月	松本市が「公共施設等総合管理計画」を策定
30年6～9月	学校施設長寿命化計画策定に係る劣化状況調査業務委託を実施
30年10月	上記業務委託結果を基に松本市学校施設長寿命化計画の策定に着手
令和3年3月	上記計画の策定完了
3年4月	菅野小、梓川小の長寿命化改良事業基本設計及び第1期実施設計業務に着手
3年7～8月	高綱中の劣化度調査及び丸ノ内中、開成中の耐力度調査に着手
4年3月	上記業務委託の完了

個性と多様性を尊重する学校教育

教育部 学校教育課
(教育委員会 学校教育課)

7 トライやるエコスクール事業

(1) 目標

地域の歴史、文化、自然等の特色ある素材を活用し、潤いのある人間性豊かな心を備えた児童生徒を育て、活力ある学校を創出しようとするものです。また、平成22年度からは、環境に関する知識・情報の習得などの実践を行うことにより、学校教育における環境教育の充実も目指しています。

(2) 令和3年度 of 取組みと成果

各学校で、農作物の栽培・飼育活動・地域文化の学習等に取り組み、「体験すること」により、豊かな人間性を培うための活動を行うことができました。また、地域指導者を積極的に活用することで、各地域の特色ある事業を展開し、地域との交流を深めることができました。さらに、リサイクルやみどりのカーテンの設置等の体験活動をとおして環境を学ぶことにより、環境保全や資源の節約について自ら心掛け、実践する意識が高まりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

各学校では、学校独自の様々なアイデアを取り入れて教育実践に取り組んでいます。今後も松本版コミュニティスクール事業と連携し、より地域や環境支援団体との連携を深め、各学校で特色ある活動や環境教育に取り組めるよう進めていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成11年度 「トライやるスクール事業」として小学校3校、中学校2校のモデル校を対象に実施
12年度 全校に実施を拡大
22年度 環境教育を加え、名称を「トライやるエコスクール事業」に変更

イ 統計資料

令和3年度 トライやるエコスクール事業費

区分	実施校	事業費	1校当たり平均額	備考
小学校	29校	7,062千円	244千円	29校には、あさひ分校が含まれています。
中学校	21校	8,023千円	382千円	21校には、あさひ分校、松原分校が含まれています。

トライやるエコスクール事業の活動例

区分	内 容
総合	・地域招聘事業（地域の歴史・文化財等の学習、伝統文化体験学習、進路学習等） ・農業・栽培体験活動（スクールファーム、1人1鉢花づくり等） ・福祉施設訪問等の地域福祉交流やボランティア活動 ほか
エコ	・温暖化対策体験活動（緑のカーテン効果検証、校舎内緑化活動等） ・エコ活動（リサイクル活動、ごみの分別活動、堆肥づくり等） ・小中学校環境教育支援事業協力団体との活動 ほか

個性と多様性を尊重する学校教育

教育部 生涯学習課
(教育委員会 生涯学習課)

8 松本版コミュニティスクール事業

(1) 目標

市内の各小中学校区にコミュニティスクール運営委員会を設置し、地域・保護者・学校などが子どもや地域に対する願いや思いを共有し、連携・協働しながら子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進します。

(2) 令和3年度 of 取組みと成果

- ア コロナ禍で事業が縮小する中、旭町小学校では、学校内に「あさひカフェ」を設け、地区住民と児童との交流を図りました。また、開成中学校の授業では、避難所設営・運営訓練を行うなど、災害時の重要な担い手としての取組みを進めました。
- イ 学校、公民館等を対象に事業に関するアンケートを実施しました。地域の実情に応じたきめ細やかな事業展開ができて一方、スタッフの高齢化や学校の負担感の大きさ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47の5（以下「地教行法」という。）に基づく学校運営協議会を導入した場合の学校側の不安感など、成果と課題を整理しました。
- ウ 学校や公民館等の関係者で構成するコミュニティスクール事業のあり方検討会（以下「検討会」という。）を立ち上げ、アンケートの結果等を基に課題や成果を共有しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 検討会で、地教行法に基づく学校運営協議会など、国型コミュニティスクールについての制度研究をし、今後の事業の方向性を検討します。
- イ 旭町小学校や開成中学校などの好事例について、市内関係者で共有する機会を設けます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 20 年度	地域性を活かした松本市独自事業として、学校サポート事業を開始（9 地区）
21 年度	事業の実施地区を 9 地区から 17 地区に拡大
22 年度	事業の実施地区を 17 地区から 26 地区に拡大
23 年度	事業の実施地区を市内 35 全地区に拡大（～継続） 学校教職員と公民館職員による懇談会を開始（23 年度～27 年度の 5 年計画） 松本市公民館研究集会において、「学校・地域の連携」分科会を構成 分科会記録、事業推進資料（取組事例）をまとめ、地域・学校関係者へ配布
24 年度	学校サポート事業パンフレット作成
30 年度	学校サポート事業とコミュニティスクール事業を一体化し、松本版コミュニティスクールとして事業開始
令和 3 年度	学校、公民館等の関係者を対象に事業のアンケートを実施 コミュニティスクール事業のあり方検討会を立ち上げ

1 子どもの権利推進事業

こども部 こども育成課

(1) 目標

子ども一人ひとりが尊重され、自分らしく生きる力を高めながら、生きていくことに喜びを感じられるよう、「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、すべての子どもにやさしいまちの実現を目指すものです。

(2) 令和3年度 of 取組みと成果

- ア 子どもの権利について、市民の皆さんへのさらなる浸透を図るため、新たに「まつもと子どもの権利ウィーク」を創設し、市民フォーラム、ポスター掲示、パネル展等、集中的に啓発事業を実施しました。
- イ 子どもの権利相談室「こころの鈴」において、子どもや保護者等からの相談に対応しました（延327件）。また、周知を図るため、こころの鈴通信、案内カードを作成し、市内の小中高生に配付しました。
- ウ 子どもの意見表明や参加を促進するため、「まつもと子ども未来委員会」を開催し、市政や地域の課題の学習、意見交換を行い、市へまちづくりの提言をしました。（委員42人、委員会12回）。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア すべての子どもにやさしいまちを実現するためには、子どもの権利の周知・普及と関連事業を推進することが必要です。
- イ 子ども自身の自己肯定感を高めるために、子ども達の意見を尊重し、社会の一員として参加できる仕組みを拡充させることが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年度	「松本市子どもの権利に関する条例」を施行 子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設
平成26年度	「まつもと子ども未来委員会」を設置 「松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定 「まつもと子どもスマイル運動」を開始 子どもの権利を推進している自治体の子どもたちと「子ども交流事業」を開始
平成27年度	子どもの権利相談室の相談員4名のうち1名を室長として配置
平成29年度	子どもの権利擁護委員を1名増員
令和元年度	「第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」を策定
令和3年度	まつもと子どもの権利ウィークの創設

イ 統計資料

松本市子どもの権利アンケート調査（3年ごとに実施）

区 分	平成27年度	平成30年度	令和3年度
自己肯定感の高い子どもの割合	62.2%	60.7%	64.3%
「松本市子どもの権利に関する条例」の認知度	23.6%	57.4%	66.4%

未来につなぐ子ども福祉の充実

1 子ども家庭総合支援拠点による支援体制整備

こども部 こども福祉課

(1) 目標

要保護児童やその家庭への効果的な支援につなげるため、地域や関係機関との連携強化により、子どもの置かれた環境等を的確に捉え、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めるとともに、児童虐待防止啓発事業等により市民意識の向上と関係者の資質向上を図ります。

(2) 令和3年度 of 取組みと成果

- ア 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携体制の確認と要保護・要支援児童及び特定妊婦の情報共有と支援方針の確認を行いました。
- イ 乳児家庭の孤立を防ぎ、母親を地域で見守り、支援するため、民生・児童委員の協力を得ながら「こんにちは赤ちゃん事業」を実施し、必要に応じて保健師に繋げました。
- ウ ヤングケアラーに関する庁内対策会議を開催し、予備的調査を実施して実態把握の方法について検討しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障がいに関する相談や対応が増加し早期対応が困難な状況が生じているため、相談・支援の体制強化を検討します。
- イ ヤングケアラーの実態把握及び支援の具体的な方法について、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関と協議を行うとともに、周知啓発を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成12年度 児童虐待の防止等に関する法律施行
- 平成16年度 児童虐待の防止等に関する法律改正により、児童の安全確認や児童相談所への送致等が市町村に義務付けられる。
- 平成17年度 子育て支援課を創設し、家庭児童福祉司・社会福祉主事・家庭児童相談員を配置
- 平成18年度 要保護児童対策地域協議会を設置
- 平成21年度 こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業開始
- 令和元年度 松本赤十字乳児院による養育支援訪問事業開始
- 令和2年度 松本市子ども家庭総合支援拠点設置

イ 統計資料

	家庭児童相談	子育てショートステイ事業	こんにちは赤ちゃん事業
元年度	438件（内、虐待36件）	39人（延べ90泊）	1,662件（内、支援対象107人）
2年度	554件（内、虐待42件）	33人（延べ63泊）	626件（内、支援対象78人）
3年度	512件（内、虐待42件）	48人（延べ118泊）	664件（内、支援対象73人）

※ こんにちは赤ちゃん事業について、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染予防のため訪問を中止し郵送で対応した期間がある。

未来につなぐ子ども福祉の充実

2 あるぷキッズ支援事業

こども部 こども福祉課

(1) 目標

発達障がい及び発達に心配のある子どもとその保護者、子どもと関わる支援者（保育士・教諭等）を継続して総合的に支援していくことにより、すべての子どもたちが健やかに育まれるまちを目指します。

(2) 令和3年度の実績と成果

- ア あるぷキッズ支援室での電話及び面接相談を実施しました。
- イ 保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校等への巡回支援
 - (ア) 支援チームが巡回し、現場職員とともに支援計画の立案や対応方法についての助言を行いました。
 - (イ) スムーズな就学に向け、4歳児への就学前巡回を実施しました。
 - (ウ) 教育委員会と連携し、教育相談を経て通常学級に入学した1年生と支援学級への巡回を行いました。
- ウ 「あそびの教室」「ペアレントトレーニング」を実施し、保護者支援の充実を図っています。
- エ 保護者支援の充実・強化のため、あそびの教室の見直しを行いました。
- オ 発達障がいによる不登校や引きこもりを防ぐため、学校教育課の不登校支援アドバイザーとともに、中学校訪問及び居場所支援場所での相談を実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 発達障がいのある子が地域で自分らしく生きていくために、あそびの教室や専門相談、巡回支援など早期からその特性に応じた適切な対応や必要な支援がなされるよう努めます。
- イ 多様化する相談に適切に対応し、将来にわたり継続した支援を受けられるよう、庁内及び外部関係機関とのさらなる連携を図るとともに、総合的な支援体制の構築が必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和60年度	あそびの教室開始（健康づくり課にて、療育型3グループで開催）
平成21年度	こども部の創設とともに、こども福祉課へあそびの教室の業務を移管
平成22年度	あるぷキッズ支援事業（発達障害児支援システム）開始
平成27年度	なんぷくプラザ内に「あるぷキッズ支援室」を整備
令和2年度	松本市発達障害児支援基本指針を策定

イ 統計資料

区 分	R 1 年度		R 2 年度		R 3 年度	
	回数	延参加人数	回数	延参加人数	回数	延参加人数
あるぷキッズ支援室相談	-	750 人	-	871 人	-	854 人
巡回支援	174 回	1,020 人	182 回	864 人	164 回	595 人
サポート手帳の配付	-	13 冊	-	7 冊	-	4 冊
あそびの教室	375 回	3,253 人	298 回	2,230 人	324 回	2,293 人
ペアレント・トレーニング	33 回	141 人	41 回	206 人	40 回	194 人

未来につなぐ子ども福祉の充実

3 子どもの居場所づくり推進事業

こども部 こども福祉課

(1) 目標

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、その生育環境が世代を超えて連鎖することのないよう、「松本市子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、すべての子どもが自らの意志で未来を選択できる環境を整えることを目指します。

(2) 令和3年度 of 取組みと成果

- ア 概ね月1回以上、食事提供を必須とし、学習支援又は生活相談を行う団体に対して交付金を交付する事業であり、令和3年度は13会場（11団体）の交付を決定しました。
- イ 新型コロナウイルス感染症の流行に対しては、居場所での調理や飲食が困難な期間は、持ち帰りや軽食の提供も交付対象とするなど、柔軟に対応しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市内の小学校区に1カ所以上の居場所を開設することを目標としていますが、開設している地域に偏りがみられます。
- イ 令和2年度と比較して、新規実施は2団体2会場ありましたが、事業の中止も同数ありました。
- ウ 事業実施団体との連絡会議などを通じて、より新たに取り組みやすく、また継続できる事業にしていかなければなりません。
- エ 民生委員への周知や市民へ向けた事業報告会の開催により、子どもたちの身近な場所での居場所開設の拡大を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成25年度 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
- 平成27年度 子どもの貧困対策長に調整会議を設置
市独自で保育園・幼稚園における在園時調査を実施
- 平成28年度 松本市ひとり親家庭実態調査
保育園・幼稚園における在園時調査を実施
- 平成29年度 松本市子どもの未来応援指針の策定
子どもの居場所づくり推進事業の開始

イ 統計資料

実施状況の推移

年度	団体数	会場数	実施地区
平成29年度	6団体	6会場	5地区（東部、庄内、寿台、中山、寿）
平成30年度	9団体	10会場	8地区（第一、田川、庄内、寿台、島内、中山、寿、波田）
令和元年度	9団体	11会場	7地区（第一、庄内、寿台、島内、寿、里山辺、波田）
令和2年度	11団体	13会場	8地区（第一、第三、庄内、寿台、島内、寿、里山辺、波田）
令和3年度	11団体	13会場	9地区（第一、第三、庄内、寿台、島内、島立、寿、里山辺、波田）

若者が活躍できる環境づくり

1 青少年健全育成事業

こども部 こども育成課

(1) 目標

未来を担う若者が、地域や多様な人と関わりながら、安心して健やかに成長できる環境を創出し、若者を社会全体で育むことで、若者が主体的に活躍できるまちを目指すものです。

(2) 令和3年度の実績と成果

- ア ジュニア・リーダー会（子ども会）と連携し、リーダー講習会を開催することで、子ども・若者が運営を担い、仲間づくりを行うとともに、自らの主体性や想像力を培いました。（令和3年度延べ参加者 88名）
- イ インターネットやスマートフォン等の適切な使い方や家庭でのルールづくりなどを学ぶためのメディア・リテラシー講座や、薬物の危険性や喫煙による健康被害等を学ぶための啓発講座を実施しました。また、市の公式HP上にネットの危険から子どもを守るための情報を掲載しました。
- ウ 青少年が放課後や休日に利用できるよう体育施設や研修施設を青少年の居場所とし、スポーツや読書・勉強などに利用されました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 核家族化や、地域における人間関係の希薄化により、青少年が社会生活に必要なことを学ぶ機会や、豊かで幅広い人間関係を築く機会が減少しています。
- イ 若者の仲間づくり、多様な人との出会い、活動の場づくりと情報共有を行うことで、若者が活躍できる、あるいは周囲から頼られるような、主体的に活躍できる環境づくりが必要です。
- ウ インターネット利用が子どもから高齢者までの幅広い世代に広がり、インターネットを通じて様々な情報を得られるようになった一方で、様々な情報の中には真偽が不明な情報が含まれているため、正しく理解し、選択する力を身に付けることが必要です。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 16 年度	放課後や休日の居場所として体育施設などを利用した「青少年の居場所」を設置
平成 20 年度	市内小中学校の児童・生徒を対象としたメディア・リテラシー講座を開始
平成 22 年度	市内小中学校の児童・生徒を対象とした薬物乱用防止啓発講座を開始
平成 23 年度	心や体の悩みなどに関する相談室「まちかど保健室」を開設
平成 26 年度	あがた児童センター 2 階に、中高生専用の「青少年の居場所」スペースを設置
平成 29 年度	Mウイング 2 階の改修に伴い、「青少年の居場所」の座席数を増設しました。

イ 統計資料

区 分		元年度	2 年度	3 年度	
青少年の居場所	利用人数 (人)	体育施設	965	563	566
		研修施設	3,224	718	502
メディア・リテラシー講座	実施校数 (校)		30	22	34
	受講者数 (人)	児童・生徒	4,490	3,226	6,771
薬物乱用防止啓発講座	実施校数 (校)		37	33	36
	受講者数 (人)	児童・生徒	4,562	3,663	3,938
まちかど保健室	延相談件数 (件)		107	75	96

若者が活躍できる環境づくり

教育部 生涯学習課
(教育委員会 生涯学習課)

2 青少年ホーム事業

(1) 目標

若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを通じ、自分づくり、仲間づくりを進めるとともに、ひきこもりの若者を含め、社会で生きていく力を培うことを支援します。

(2) 令和3年度の実績と成果

- ア コーディネーター事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ボードゲームイベントのみ8回開催しました。
- イ ヤングスクール、キャリアアップセミナーは、51講座を企画しましたが、新型コロナウイルス感染症の予防措置を行いながら夏期は13講座、秋期は14講座、冬期は6講座を実施しました。うち「職人から学ぶ講座」は、7講座を開催しました。
- ウ 若者が主体で、居場所をテーマに企業、行政課題を現場で共有・分析し、地域課題解決に向けたアクションプランの策定や、松本市内のフィールドワーク（街歩き）イベントなど、松本若者会議を計5回実施し、まちの中の居心地のよい居場所について、検討しました。
- エ ヤングキャリアメンターによる、若者への相談事業を行いました。
- オ 令和4年成人式は、コロナの感染予防対策として、初めて2部制で開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 若者が社会の中で孤立しないように、ひきこもり状態の若者を含め、気軽に利用できる魅力ある居場所づくりの推進と情報発信を行います。
- イ 若者が積極的にまちづくりに参加することができるための、きっかけづくりを進めます。
- ウ 若者の多様なニーズに対応できるよう、講座、イベント内容の充実を図ります。
- エ 成人式の開催方法について広く意見を収集し、今後の開催方法について再検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成29年度 名称を松本市勤労青少年ホームから松本市青少年ホームに改称し、対象者を35歳未満の勤労青少年から、15歳以上35歳未満の青少年としました。
- 30年度 コーディネーターを配置し、若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを推進
- 令和元年度 若者カフェ、松本若者会議を開始

イ 統計資料

年 度	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3
登録者数（人）	323	338	342	198	178

ニーズに応じた生涯学習の実現

教育部 生涯学習課
(教育委員会 生涯学習課)

1 未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い

～第37回公民館研究集会・令和3年度地域づくり市民活動研究集会～

(1) 目標

「公民館研究集会」と「地域づくり市民活動研究集会」を一体的に開催し、より広い地域課題を住民・市民活動団体・行政職員等、様々な立場の人が学びあい、多くの気づきを得て、自らの実践に繋げることを目的として開催します。

(2) 令和3年度の実績と成果

ア 大会概要

(ア) 期日 令和4年2月20日(日)

(イ) 会場 中央公民館(Mウイング)

(ウ) 主催 松本市・松本市教育委員会・松本市地域づくり研究連絡会

(エ) 主管 「未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い」実行委員会

(オ) 内容

・「多様性のなかの『学びと自治』」をテーマに、市民実践者や研究者による基調講演・パネルディスカッション

・「子ども」や「若者」など、6つの分科会を実施

・YouTubeやZoomを活用し、4会場とオンラインによるハイブリット形式で開催

イ 参加者数 延べ300名

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 大学生・学生団体の参加が増えたほか、外国由来の市民やオンラインによる県内外からの参加も見られ、多世代かつ多様な住民の参画が得られました。今後は、働き盛り世代など、さらなる多様な住民の参画により、議論を深められる仕組みを検討し、日頃の公民館活動や地域づくり活動につなげます。

イ 分科会検討のために、各地区で地域づくり等の実践事例を調査し、50を超える事例を収集しました。分科会で扱うだけでなく、地区を越えて事例や課題を共有し日頃の事業や活動につなげます。

ウ 大学生と協力し、初めてSNSを活用した広報や記録の発信を試行しましたが、更新や返信など運営方法に課題が残りました。住民と職員との協働による運営をさらに試行し、幅広い住民の参画につながる広報の充実につなげます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和61年 3月 第1回松本市公民館研究集会 開催

平成19年 10月 第1回地域づくり市民活動研究集会 開催

29年 1月 未来を拓く自治と協働のまちづくりを目指す研究集会 松本大会 開催

30年 2月 「未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い～第33回公民館研究集会 地域づくり市民活動研究集会～」 開催

ニーズに応じた生涯学習の実現

教育部 教育政策課
(教育委員会 教育政策課)

2 教育文化センター再整備事業

(1) 目標

「Society5.0」に求められる、未来を創造する力を育む子どもたちの知の拠点として、また、中核市移行に伴う松本独自の教職員研修の場として、施設整備内容を検討します。

学びに向かう起点づくりや、つながりを醸成する場づくりを重視した各種講座を実施します。

(2) 令和3年度の実績と成果

ア 施設の方向性について、主役である子どもの学びだけでなく、「子どもの学びを支える大人たちが共に学ぶ」という視点を加え、次のように変更しました。

(ア) 自然科学や情報科学を中心に、予測不能な世界を生き抜く子どもたちに探究力や情報通信技術を伝えていくことができる施設及び事業内容とする。

(イ) 子どもたちの学びを支える教職員や地域の大人が、最新の知見や技術を身につけ、学校や地域で子どもたちに還元する人材育成の拠点とする。

イ プラネタリウムの番組制作講座等、より実践的かつアウトプットを意識した学習の機会を提供することができました。

ウ 大学や企業と連携し、より専門的な内容を学べる事業等を実施しました。また、信州大学全学教育機構と連携協力に関する覚書を締結しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 再整備後の施設における事業内容やゾーニング等について有識者からアドバイスをいただき、詳細を検討します。

イ より効果的な告知方法等を検討し、プラネタリウムや各種講座の参加人数の増加を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 27 年 12 月	教育文化センター運営委員会から「教育文化センターの今後のあり方」について 答申
30 年 1 月	基本構想策定委員会を設置
11 月	教育民生委員協議会において新科学館基本構想を了承
31 年 4 月	プラネタリウムリニューアルオープン
令和 元年 8 月	新科学館建設検討委員会を設置
12 月	教育民生委員協議会において基本計画（素案）を了承
2 年 4 月～	事業棚卸による事業の見直し
11 月	見直し方針の決定（宇宙に特化した展示内容の見直し、情報通信分野の再検討など）
3 年 1 月	教育民生委員協議会において棚卸結果について報告
4 月～	中核市移行に伴う教職員研修について検討
12 月	市議会 12 月定例会一般質問において市長が再整備方針を表明
4 年 1 月	経済文教委員協議会において再整備方針について報告
2 月	経済文教委員協議会において再整備方針について了承

ニーズに応じた生涯学習の実現

教育部 生涯学習課
(教育委員会 生涯学習課)

3 公民館等の改修、整備

(1) 目標

学びあいの場や災害対応の地域拠点として機能を維持するため、施設の移転新築、定期的な補修及び長寿命化を進めます。

(2) 令和3年度の実績と成果

ア 里山辺公民館整備事業

教育文化センター内の里山辺公民館を移転新築しました。この際、里山辺出張所と里山辺地区福祉ひろばをまとめて整備し、地域拠点としてさらなる機能の充実を図りました。(令和4年4月1日開館)

イ 公民館等長寿命化事業

個別施設計画に基づき、Mウイング(中央公民館)と奈川文化センター夢の森の改修工事の実施設計を行いました。次年度、屋根・外壁の補修、照明・トイレ他各種設備更新などの環境整備を進めます。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 地区公民館等の生涯学習施設は、今後、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の複合化・集約化及び長寿命化等を推進する必要があります。

イ 開館から30年を経過する施設が多く、設備等の耐用年数経過に伴う故障は年々増加する傾向にあります。また、消防法等関係法令・基準に対応する改修等、安全確保・法令遵守の観点からも、速やかな施設整備が求められるため、計画的な改修工事と合わせて、経常的な維持修繕工事も適切に実施していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

整備経過

年度	大規模改修	移転整備
H 16	入山辺公民館	-
H 20	安曇公民館	-
H 22	梓川公民館	-
H 24	神林公民館	-
H 26	鎌田地区公民館	-
H 27	今井公民館	-
H 28	内田公民館	-
H 29	笹賀公民館	波田公民館(移転)
H 30	和田公民館	-
R 3	-	里山辺公民館(新築)

イ 統計資料

公民館等の経過(築後)年数

経過年数	施設数①	内、整備済み	割合 (①/40*100)
～20年	7館	0館	18.0%
21～30年	14館	0館	35.0%
31～40年	13館	8館	33.0%
41年～	6館	3館	15.0%

整備状況

項目	施設数等
生涯学習施設	40館
新築・移転・大規模改修済	11館
中間補修実施済み	0館
整備割合(中間補修を除く)	27.5%

(統計の数値はR4年3月現在)

ニーズに応じた生涯学習の実現

教育部 中央図書館
(教育委員会 中央図書館)

4 図書館利用環境の充実

(1) 目標

松本らしい生涯学習による「生きがいの仕組みづくり」をめざすため、生涯学習機会の場としての図書館利用を促進するため、利用環境の充実を図ります。

(2) 令和3年度の実績と成果

ア 「第2次学都松本子ども読書活動推進計画」の推進

ブックスタート・セカンドブック事業、人材育成事業の実施、中・高校生への働きかけの具体的な検討など、計画を着実に推進しました。

イ 松本市図書館未来プランの策定

外部の専門家を交えて今後の図書館のあり方について議論を行い、その検討結果をまとめた「松本市中央図書館あり方検討委員会報告書」や市民アンケートなどを基に図書館サービスの基本計画である「松本市図書館未来プラン」の策定を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 「第2次学都松本子ども読書活動推進計画」の推進

計画に基づき、サードブック事業、中・高校生への働きかけ等の事業を着実に推進します。

イ 図書館利用環境の充実

社会の変化や多様な市民ニーズをふまえ、市民のさらなる図書館の利用促進を図るため、図書館サービスの基本計画となる「松本市図書館未来プラン」の策定を進め、図書館サービスの充実を図ります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成31年2月 「第2次学都松本子ども読書活動推進計画」を策定
- 令和元年5月 「学都松本子ども読書活動推進委員会」を設置
- 2年7月 「松本市中央図書館あり方検討委員会」を設置。翌年3月報告書を提出。
- 3年4月～ 「松本市図書館未来プラン」策定準備

イ 統計資料

年 度	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3
市民1人当たり図書館貸出冊数	6.6冊	6.4冊	6.1冊	5.8冊	6.6冊
市民の図書館利用カード登録割合	45.1%	46.9%	44.4%	21.7% (43.4%)	20.7%

※ 令和元年度は3/4～3/31の間（25日は除く）、令和2年度は4/1～5/15の間、新型コロナウイルスの影響により、全館臨時閉館しました。令和3年度はあがたの森文化会館耐震補強工事に伴う移転のため、あがたの森図書館が3/25～4/6の間閉館しました。

※ 登録割合について、令和2年度末に、データの削除基準を見直しました。これまで、利用者カードの有効期限が切れてから10年以上未更新の登録者データを削除していましたが、有効期限が切れてから2年以上未更新の登録者データを削除します。（ ）内は旧基準による割合です。令和3年度は新基準適用後の人数を記載しています。

ニーズに応じた生涯学習の実現

教育部 中央図書館
(教育委員会 中央図書館)

5 図書館資料・情報の収集、提供

(1) 目標

市民誰もが生涯にわたって学ぶことができるように、生涯学習における情報拠点として、多様なニーズに応じた図書館資料・情報の収集、提供を行います。

(2) 令和3年度の実績と成果

ア 令和3年度は、16,130冊の蔵書の増加を図り、年度末の市民一人当たりの図書館蔵書数は5.5冊となりました。

イ オンラインデータベース導入数が前年度6件から7件に増加しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 現状

社会の変化や市民の多様なニーズに応じた資料の充実を図り、図書館蔵書数は年々増加しています。中央図書館では資料の一部を中山文庫に移管し、分館書庫の活用を進めながら幅広い資料の収集を行っています。

イ 今後の課題

地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集、提供を進めるほか、レファレンスサービスの提供のあり方や蔵書点検などの資料管理業務や貸出返却業務の効率化を可能とするICタグ導入、将来にわたって保存すべき地域資料のデジタル化等の図書館サービスのあり方について検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成24年 5月	10番目の分館として「梓川図書館」を開館
26年 4月	官報情報検索サービスの開始
12月	国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの提供開始
28年 3月	宗教館文庫の一部、松原文庫、柴田文庫を博物館へ移管
29年 4月	第一法規出版「D1-Low.com」及び朝日新聞「聞蔵Ⅱビジュアル」を導入
30年 3月	宗教館文庫の残りを博物館へ移管
31年 4月	インターネット辞書・事典検索サイト「ジャパンナレッジLib」を導入
令和2年 4月	ポプラ社「ポプラディアネット」導入（令和3年3月31日サービス提供終了）

イ 統計資料

年 度	H 29	H 30	R 元	R 2	R 3
蔵書数	1,237,687冊	1,249,146冊	1,269,412冊	1,291,469冊	1,307,599冊
市民一人当たり	5.2冊	5.2冊	5.3冊	5.4冊	5.5冊

6 基幹博物館整備事業

(1) 目標

松本まるごと博物館構想の基幹博物館として、郷土松本を担うひとつをつくる「ひとつづくり」と、心豊かに夢がふくらみ育つまちをつくる「まちづくり」を支え・助ける学習拠点となる（地域）博物館を整備します。

(2) 令和3年度 of 取組みと成果

- ア 建築工事及び展示製作業務では、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置等により45日間の契約期間延長を行いました。建築工事においては予定出来高（60%）まで進捗することができました。
- イ 小学生対象のこども現場見学会と、高校生対象のオンライン現場見学会を開催し、建築現場の公開に努めました。
- ウ 松本市基幹博物館1階活用市民会議を4回開催し、11月に運営や活用に関する提言を受けました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 令和5年秋の開館に向け、令和4年度中の建築工事及び展示製作の完成を目指します。
- イ 基本事項となる休館日、開館時間及び観覧料を決定し、必要な条例等の改正を行います。
- ウ 運営方法は直営（学芸業務）と指定管理者制度（管理運営業務）によるいわゆる二階建て方式とし、指定管理者の公募及び選定を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成11年度	松本城およびその周辺整備計画を策定
12年度	松本まるごと博物館構想を策定
17年度	日本民俗資料館が財団から市に寄贈され、松本市立博物館に名称変更
20年度	松本市基幹博物館基本構想を策定
21年度	松本市基幹博物館基本計画を策定
27年度	市議会教育民生委員協議会が、移転候補地を松本城三の丸地区とすることを了承
28年度	市議会議員協議会が、移転候補地を松本城大手門駐車場敷地とすることを了承 松本市基幹博物館施設構想及び松本市基幹博物館建設計画を策定
29年度	設計プロポーザルで設計者を選定し、建築・展示の設計に着手
令和元年度	建築・展示の設計完了 主体工事・電気設備工事・機械設備工事の本契約を締結 借用地について、10年間の事業用定期借地権設定契約公正証書を作成
2年度	建築工事に本格着工 展示製作業務委託の本契約を締結し、準備工に着手
3年度	松本市基幹博物館1階活用市民会議を開催

全ての世代にわたる食育の推進

教育部 学校給食課
(教育委員会 学校給食課)

1 子どもを豊かに育む食育の推進

(1) 目標

食育を通じて、子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、地域の農産物や食文化への理解を深めることで、健全な心身を培い、豊かな人間性の形成をめざします。

(2) 令和3年度の実績と成果

ア 「食に関する指導の全体計画」に沿って、計画的に行っています。

(ア) 栄養教諭や調理員が学校訪問し食に関する指導を行い、学校と連携した食育事業を実施しています。また、時節に応じた食育の資料を作成し、各学校・各家庭に配布する等、食に関する啓発を行いました。また、児童・生徒が総合学習で栽培した農作物を給食食材として受け入れ、使用しています。

イ 地産地消の推進

(ア) 地産地消を進めるため、食材納入業者には主要野菜を中心に地場産物の納入を促し、安全安心な旬の食材を積極的に献立に取り入れるよう努めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 児童生徒の食に関する実態調査の朝食喫食率の経年変化をみると、H28年の小5の喫食率90.4%が、R1年の中2の喫食率では85.2%となっており、5.2%減少しています。

また、小学生と中学生を比較すると「朝食を食べない日」がある中学生の割合が多くなっています。

朝食欠食の課題を各学校と共有し、家庭へ発信するとともに、関係部署とも連携しながら、課題の改善につながる子どもの食育に取り組みます。

イ 地産地消を進めるなかで学校給食での地物食材を積極的に取り入れました。地物食材を使用した献立作りや、JA、生産者グループ等との連携を進め、学校給食での地物食材の提供機会を増やします。

また、給食用食材の安定供給のため、契約栽培等について研究します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

食育の推進、地産地消の取り組みとして、学校給食に、松本産の野菜や松本地域の地場産物を取り入れた「松本の日」の献立を提供しています。旬のものが市場に多く出回る6月から11月に月1回児童生徒に紹介しています。

イ 統計資料

(ア) 児童生徒の食に関する実態調査の朝食喫食率

H28年：小学5年時 喫食率90.4%、R1年：中2（H28小学5年時）喫食率 85.2% 5.2%
減少

(イ) 学校給食における地物食材の使用率

主要野菜15品目の長野県産食材使用割合（重量ベース）

令和3年度当初25%、令和7年度末30%目標

全ての世代にわたる食育の推進

2 アレルギー対応食提供事業

教育部 学校給食課

(1) 目標

学校給食を教育の一環（食育）として位置づけ、食物アレルギーの有無にかかわらず、全ての児童生徒に対して給食の提供を保障していこうとするものです。

(2) 令和3年度の実績と成果

ア 一般給食から隔離した専用調理室を設け、専任の栄養士・調理員が対応食（代替食）を調理し、それぞれ個別の容器に入れて、各学校へ配送しています。

令和3年度アレルギー対応食提供人数 167人（令和3年7月）

食物アレルギーを持つ児童生徒一人ひとりの症状に合った対応食を提供しています。

イ センター・保護者・医療機関の協力により、対応食を減少させるための解除に向けた取組みを進めています。

ウ 5年に一度の改訂となる食物アレルギー対応マニュアルを改訂しました。学校給食における食物アレルギー対応食の誤食事故を受け、再発防止対策のマニュアルもあわせて記載しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア アレルギー対応食提供人数は、27年度をピーク（203人）に若干減少しました。

イ 緊急時の対応について、全校対象に緊急対応マニュアルを徹底するための情報共有等を行います。

ウ 成長期に必要な様々な食品（栄養素）を摂取できるよう、医師の指導のもと対応食解除に向けた取組みを進めていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成11年 1月	アレルギー対応食提供開始（7食）
12年 4月	実施要綱制定
13年 4月	西部学校給食センター開設
17年 8月	アレルギー室拡張（西部）
18年 8月	アレルギー室拡張（第2）
21年 8月	東部学校給食センター開設
25年 11月	食物アレルギー講演会開催「食物アレルギーの知識と対応」
28年 10月	食物アレルギー講演会開催 基調講演「正しく知ろう！～食物アレルギーの理解と対応～」 パネルディスカッション「食物アレルギー解除に向けた取組み」
29年 4月	学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（改訂版）発行
令和元年 12月	食物アレルギー講演会開催 基調講演「食物アレルギー～最近の進歩～」 「食物アレルギーの食事と管理」
令和4年 4月	学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（改訂版）発行